

公務・通勤災害のしおり



地方公務員災害補償基金静岡県支部

目 次

1	地方公務員災害補償基金とは	1
2	公務災害とは	2
3	通勤災害とは	4
4	もし災害が発生したら	6
5	どんな補償が受けられるか	8
6	時 効	9
7	不服申立て	9
8	加害者のある災害の場合は	10
9	災害を未然に防止するために	12

1 地方公務員災害補償基金とは

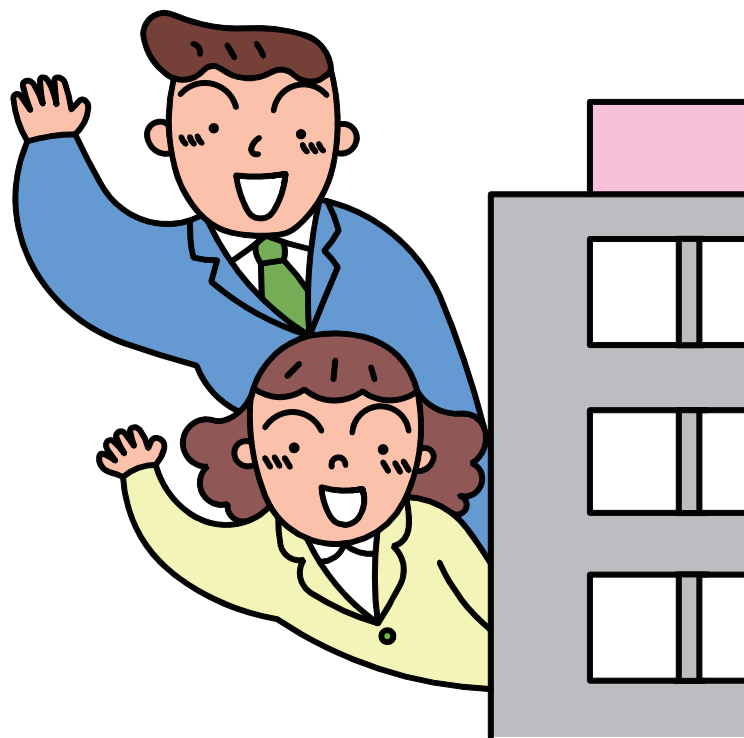
地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法に基づき昭和42年12月1日に設立された法人で、地方公務員（常勤職員）が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害に対する補償を、被災職員の属する地方公共団体等に代わって実施する機関です。

地方公務員災害補償基金は東京に本部があり、各都道府県及び政令指定都市に支部が置かれています。

静岡県支部は静岡県経営管理部福利厚生課内にあり、原則として静岡市及び浜松市を除くすべての地方公共団体の常勤職員を対象に、公務災害又は通勤災害であるかどうかの認定や各種の補償等を行っています。

なお、地方公務員災害補償基金の活動と補償等の実施に必要な財源は、各地方公共団体等からの負担金で賄われています。

※「地方公務員（常勤職員）」には、一般地方独立行政法人の役員及び職員が含まれます。



2

公務災害とは

仕事にけがをした場合や、仕事が原因で病気になった場合には、原則として、公務災害として取り扱われます。

しかし、勤務時間中に起こった災害だからといってすべてが公務災害として認められるわけではありません。公務災害と認められる要件は、基本的に次の2つです。

1 公務遂行性

公務に従事し、任命権者の
支配管理下にあること。

2 公務起因性

公務と災害との間に
相当因果関係があること。

負傷の場合

公務遂行性があるかどうか

公務遂行中（工作中）に負傷した場合には、原則として**公務災害**となります。

次のような場合には、公務災害として認められます。

- ◎通常又は臨時に割り当てられた自己の職務遂行中の負傷
- ◎トイレに行くための移動等の職務遂行に伴う合理的行為中の負傷
- ◎職務遂行のための準備又は後始末行為中の負傷
- ◎出張中の負傷
- ◎緊急用務等のための出勤又は退勤途上における負傷
- ◎命令による訓練中の負傷
- ◎任命権者が計画・実施したレクリエーション参加中の負傷
- ◎職務遂行に伴う怨恨による負傷

ただし、勤務時間中の負傷であっても、

- 私的行為による負傷
- 故意又は本人の素因による負傷

などである場合にあっては、公務災害とは認められません。

疾病の場合

公務と相当因果関係があるかどうか

腰痛症、脳疾患・心疾患、精神疾患等の疾病（病気）は、本人の加齢（年をとること）、素因、基礎疾患、本人の個人的要因等によって発症するものがあるため、単に仕事中に発症したというだけでは公務災害とはなりません。その疾病と公務との間に明らかな**相当因果関係**が認められることが必要です。

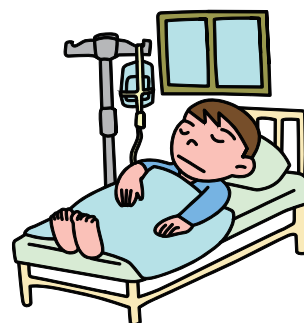
具体的には、次のとおりです。

◎災害性腰痛の場合

滑ったり、バランスを崩したりというような「災害的な出来事（アクシデント）」によることが必要であり、日常生活上あるいは業務上の「通常の動作」により発症した腰痛は、公務災害とは認められません。

◎脳疾患・心疾患（くも膜下出血、心筋梗塞等）の場合

職務に関連して異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと、日常の業務と比較して、勤務形態・時間、業務内容・仕事量等の面で特に過重な業務に従事したことにより、高血圧や動脈硬化等の素因、基礎疾患が急激に、かつ、著しく悪化したような場合のように、その発症原因が公務であると医学上明らかに認められることが必要です。



◎精神疾患（鬱病等）の場合

職務中に人の生命に関わるような重大な事故にあったり、非常に強い精神や肉体へのストレスを受けることによって精神疾患を発症したことが必要です。

職務以外のストレスや職員の個体側事情が発症の有力な原因となっている場合は、公務災害とは認められません。


公務と災害との間の相当因果関係とは？

公務が災害の原因となっていると認められる関係のことで「あの業務に従事していなければ災害は発生しなかった。」かつ、「あの業務に従事していれば、このような災害が発生するだろう。」というように、公務と災害が緊密な関係にあることをいいます。

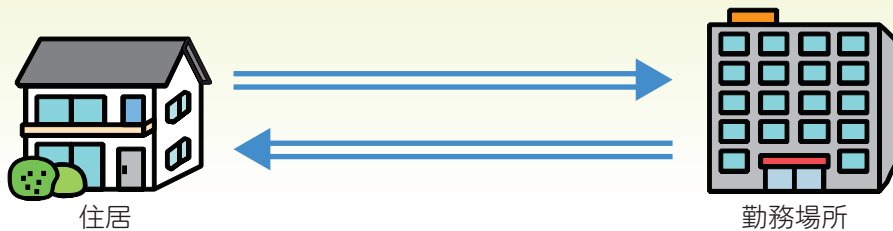
3

通勤災害とは

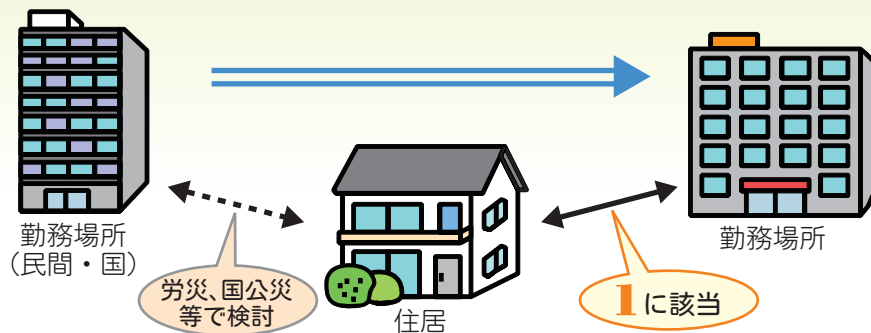
職員が勤務のため、(1)住居と勤務場所との間の往復、(2)勤務場所から他の勤務場所への移動、(3)単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行う途上で災害にあった場合には、原則として**通勤災害**として取り扱われます。

注  線部分での被災は、「通勤災害」に該当する。

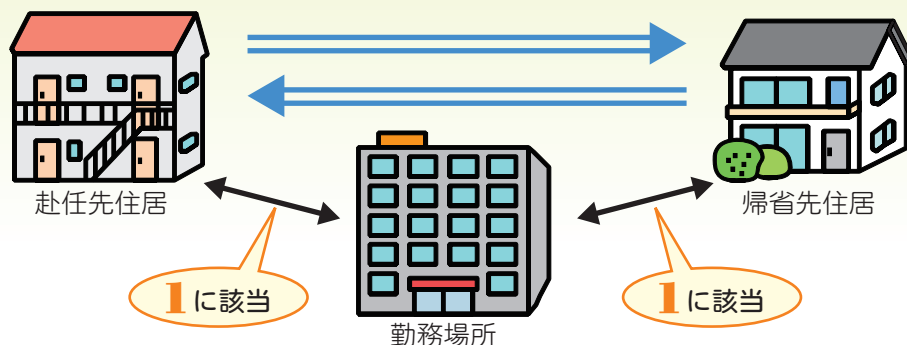
1 住居と勤務場所との間の往復である場合



2 複数就業者の就業の場所から公署への移動である場合



3 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合



3に該当する場合も、その移動が「勤務のため」行われていることが通勤災害と認められるための前提となります。このため、

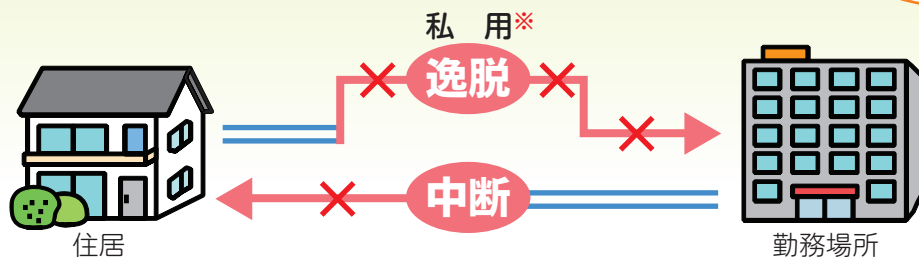
1. 赴任先住居から家族の住む自宅への移動の場合は、勤務日当日又はその翌日に行われる移動
2. 家族の住む自宅から赴任先住居への移動の場合は、勤務日当日又はその前日に行われる移動が、原則として対象となります。

経路をそれたり(逸脱)、経路上で私用を行ったり(中断)した場合

原則として、逸脱・中断の間及びその後の災害は通勤災害とは認められません。

■逸脱又は中断が日常生活上必要な行為でない場合

経路に復したとしても通勤とはしない。

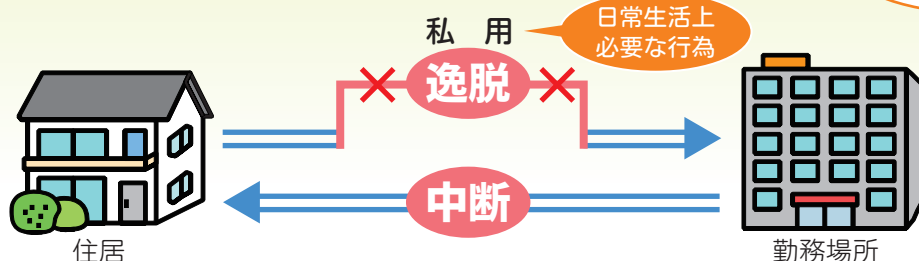


※具体例

- 映画鑑賞や観劇
- ゴルフ、テニス
- 同僚との親睦会

■逸脱又は中断が日常生活上必要な行為である場合

経路に復した後は通勤とする。



日常生活上必要な行為とは？

- ◆スーパーで飲食料品を購入する行為
- ◆病院において診療を受ける行為
- ◆書籍や文具を購入する行為
- ◆光熱水費等を支払いに行く行為
- ◆クリーニング店に立ち寄る行為
- ◆理髪店や美容院に行く行為など

通勤災害として認められる場合

- ★通勤の途中で定期券等通勤に関係のあるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合
- ★任命権者が計画実施したレクリエーション(職員球技大会等)の会場へ自宅から行く場合
- ★交通事情等のために一時宿泊するホテルから出勤する場合

通勤災害として認められない場合

- ★交通事情によらず、著しく遠回りの経路を使って通勤する場合
- ★勤務終了後、相当時間にわたり囲碁・将棋、サークル活動等の私用を行った後帰宅する場合
- ★週末に郷里の実家に遊びに行き、翌週そこから出勤する場合

4 もし災害が発生したら

1 災害発生時の連絡

仕事中又は通勤途中で災害が発生したときには、直ちに所属長、直属の上司等に災害発生時の連絡をしてください。



2 医療機関へ

災害発生後、できるだけ速やかに医療機関で必要な治療を受けてください。

<原則として共済組合員証は使用できません。>

公務・通勤災害の手続きを取る予定であることを告げ、治療費の請求を保留してもらってください。

<診断書を1通取ってください。>

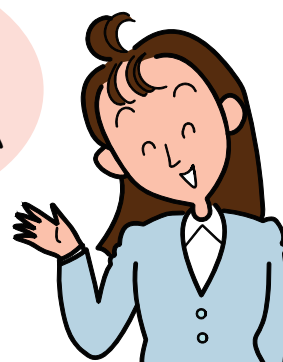
認定請求に必要となりますので、初診日の入ったものを取ってください。

3 認定請求の手続

治療費（療養補償費）等の支給を受けるためには、基金の認定を受けることが必要です。所属の担当者に状況を説明し、速やかに公務・通勤災害認定請求の手続を取ってください。

基金ではその災害が公務上か公務外か、又は通勤災害に該当するかないかを判断して、その結果を「認定通知書」によって通知します。

速やかな
手続で
治療も安心



治療費 (療養補償費) の請求

基金から公務・通勤災害と認定された場合には、直ちにその旨を医療機関に申し出るとともに、「認定通知書」と一緒に送付される「療養補償請求書」又は「療養の給付請求書」を医療機関に提出してください。

これによって、基金が直接医療機関に治療費を支払うこととなります。

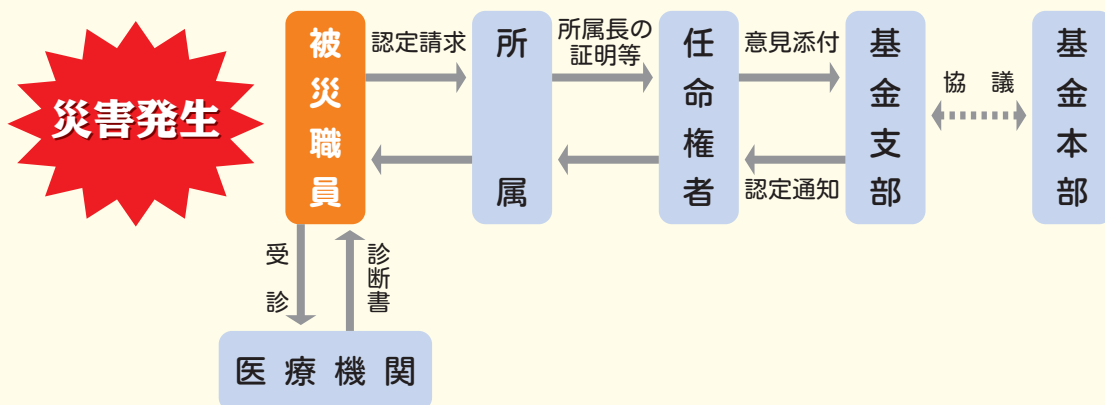
治ゆ報告書 の提出

傷病が治ゆしたら、「治ゆ報告書」を所属長及び任命権者を経由して基金に提出してください。

この場合の「治ゆ」とは、完全に治った場合だけでなく、痛みなどが残っていたとしても、症状が固定し、もはや医療効果が期待できない状態になった場合も含まれます。



災害発生から認定までの流れ



どんな補償が受けられるか

公務・通勤災害として認定されると、次のような補償や福祉事業を受けることができます。

◎補償

種 類	内 容
療 養 補 償	<p>傷病が治ゆするまでの期間、診察費や薬剤費等治療に必要と認められる費用は基金が負担します。</p> <p>ただし、次のような費用については自己負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 服務上の目的のための診断書料 ◆ 医師の指示によらずに同一期間に複数の医療機関を受診した場合の重複する治療費等 ◆ 医師の指示によらないマッサージ、はり、きゅうの施術費用 ◆ 本人の希望により個室又は上級室に入院した場合の室料差額
休 業 補 償	<p>療養のため勤務できず、給与を受けられないときは、その期間中、平均給与額の60/100に相当する額が支給されます。</p>
傷病補償年金	<p>療養を開始してから1年6か月を経過しても傷病が治らず、かつ、傷病等級第1級から第3級に該当するときに支給されます。</p>
障 害 補 償	<p>治ゆした後に障害等級に該当する障害が残ったときは、年金又は一時金が支給されます。</p>
介 護 補 償	<p>重い傷病又は障害等級に該当し、常時又は随時介護を受けている場合に、介護を受けている期間一定の金額が支給されます。</p>

種 類	内 容
遺 族 補 償	死亡した職員の遺族に対して、年金又は一時金が支給されます。
葬 祭 補 償	死亡した職員の葬祭を行った者に対して支給されます。

◎福祉事業

補償が、災害に伴い生ずる身体的損害を補填するための法的義務として行われるのに対して、福祉事業は被災職員の円滑な社会復帰の促進や被災職員及びその家族の援護を図るために、いわば補償を補完する付加的給付として行われます。

福 祉 事 業	〈種類〉 アフターケア、補装具の支給、外科後処置、リハビリテーション、各種給付金、在宅介護を行う介護人の派遣等
---------	--

6 時 効

補償を受ける権利は、2年間（障害補償と遺族補償については5年間）請求をしないときは、時効によって消滅します。

7 不 服 申 立 て

認定や補償の決定に不服のある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に対して審査請求をすることができます。

8

加害者のある災害の場合は

- 仕事上のトラブルで他人から暴行を受け負傷した・・・
- 用務先で飼い犬にかまれた・・・
- 通勤途上で交通事故に遭い負傷した・・・

このように、公務遂行中又は通勤途上において発生した災害で、加害者のある場合を「**第三者加害事案**」といいます。

災害に遭った場合の被災職員の対応は

- 加害者の住所、氏名、職業、年齢等を確認してください。
また、加害者が業務中であれば、勤務先、使用者の住所・氏名も併せて確認してください。
- 災害が発生した状況を正確に記録しておいてください。
- 必ず医師の診断を受けてください。

交通事故の場合は上記に加えて次のことにも注意してください。

- 加害者の自動車保険加入の有無、保険会社名、保険証書番号、契約者名等を確認しておいてください。
- たとえ軽いけがであっても人身事故として警察に届出をし、後日交通事故証明書を取れるようにしておいてください。



治療費等の請求は

加害者のある災害が発生した場合には、被災職員が直接加害者に損害賠償を請求する「示談（賠償）先行」という方法と、基金に対して治療費等の請求をする「補償先行」という方法があります。

しかし、同一の災害について基金の補償と加害者からの賠償を重複して受けることはできません。

まず賠償先行を

被災職員が加害者に対して損害賠償の請求を先にしていただくことを原則としています。これは、災害の原因者である加害者が第一義的に被災職員の治療費を負担すべきもの（原因者負担）であるからです。

次のような場合は補償先行の申出を

- 加害者に資力がない場合
- 加害者が不明の場合
- 被災職員の過失が大きい場合
- 治療費が相当高額になる場合

このような場合には補償先行を申し出てください。



示談について

示談をする前に連絡を

基金が補償を行った場合、基金は被災職員に代わってその価額の限度において相手方に請求することになりますので、示談をしようとする場合には、必ず事前に所属担当者を経由して基金に連絡してください。

一旦示談を結ぶとその後の出費があったとしても、やり直しはできません。すぐに示談を取り交わしたり、事故現場で口頭で了承を与えたりすることは、後々問題を残すことになりますので注意してください。

示談が成立したら

示談が成立した場合には、示談書の写しを提出してください。

災害を未然に防止するために

日頃発生する公務災害等の中には、万全の体制を整えていてもやむを得ず起きてしまう災害もありますが、きちんとルールを守ったり、注意していれば防止できたのではないかとと思われるケースが多数見受けられます。

地方公務員災害補償制度は、工作中や通勤途上でけがをしたり、仕事が原因で病気になったりしたときに、被災職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために設けられた制度ですが、基金が行っている補償等は、被災職員の損害の一部を補填するものにすぎません。

災害の発生は、本人はもとより家族にも大きな負担となりますので、職員一人一人が災害の防止に気を配り、災害を未然に防止することが何よりも大切です。

事例

1

会議用テーブルを急いで片付けようと、一人で運んでいる最中に、テーブルの脚の部分の金具に指を挟んでしまった。

会議用テーブルのように普段扱い慣れていないものを運ぶ際、焦っているとけがをするケースが多いです。十分に注意して時間的余裕を持ちましょう。

事例

2

ベルトコンベアのチェーンの緩み具合を見ようと、動いているチェーンに触り、機械に挟まれた。

機械の動いていない時に点検を行っていれば起こらなかった災害です。決められた作業手順を守って行動しましょう。また、設備・機械の作業マニュアルは熟読しておきましょう。

事例

3

給食の準備のため、野菜裁断機でたまねぎを裁断している最中に、誤って指を機械の中へ入れて指を切断してしまった。

毎日使い慣れているものですが、ちょっとした油断が大事故につながります。作業に集中し、手元から目を離さないようにしましょう。

事例
4

剣道の稽古中、間合いを一気に詰めて面を打つため、思い切り床を蹴って右足を踏み出した際、アキレス腱を断裂した。

警察官の公務災害で最も多いのが術科訓練中の災害です。また、地方公務員法第42条に基づくレクリエーションに参加中にもアキレス腱断裂や捻挫、骨折などのけがが多発しています。事前の準備運動を入念に行い、災害防止に努めましょう。

事例
5

使い終わった注射器を手渡して受け取ろうとした際、針で指を刺してしまいました。

使用後の注射器や、注射針を手渡ししようとするのは大変危険なのでやめましょう。渡す必要がある場合は、トレイなどに一旦置いてから取り上げましょう。一緒に作業する相手との声掛けも、針刺し事故防止につながります。

事例
6

公用車運転中に信号機のない交差点で十分に確認しないまま進入したので、優先道路を直進してきた乗用車と衝突してしまいました。

公用車による交通事故が多発しています。双方当事者が走行中の場合、その過失割合で争いとなることがあり、解決までに時間を要することがあります。

事故にあった職員にも、相手方にもそして職場も大きな負担となりますので、自動車の運転には十分に注意を払わなければなりません。

平成18年9月発行
平成20年7月増刷
平成21年5月増刷
平成25年2月増刷
平成25年12月増刷
平成28年12月補訂

編集・発行 **地方公務員災害補償基金静岡県支部**

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
(静岡県経営管理部福利厚生課内)

電話 054-221-3392/3650

FAX 054-221-3142